

## 刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和8年3月24日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

### 記

議案第56号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

議案第57号 農地法第3条の規定による許可について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

議案第60号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

報告第51号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第54号 農地改良届出について

### 農業委員

出席者 13名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	4番 近藤 輝彦	5番 加藤ふく子
6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一	9番 山田 正子
10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子	13番 酒井 行教
14番 杉浦 俊広			

欠席者 1名

3番 近藤 庄次
----------

### 農地利用最適化推進委員

出席者 13名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
5番 戸田 一成	6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎
9番 杉浦 克敏	10番 清水 文高	11番 平野 正美	12番 高須 哲也
13番 稲垣 重雄			

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 9番 山田 正子 10番 杉本 常男

議 事

議 長 はじめに、議案第56号を上程します。

それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第56号

令和8年度最適化活動の目標の設定等について

令和8年度最適化活動の目標の設定等について、別紙様式1に沿って説明させていただきますので、別紙様式1をお願いします。

まず、農業委員会の状況についてです。4月1日現在となっておりますが、現時点の数字が入っておりますのでご了承ください。

1 農業委員会の現在の体制として、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数及び実数等について、2 農家・農地等の概要として、農家数や農業者数について記載しております。令和7年度と比較しますと一番右の表で、認定農業者は1減、基本構想水準到達者は3増と認定新規就農者は1増となっております。

裏面をお願いします。Ⅱ最適化活動の目標についてです。最適化活動の成果目標ですが、まず、農地の集積における現状及び課題としては、管内の農地面積等は記載のとおりで、課題としては、農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな農業者等への農用地の集積・集約化を進めることが必要であると考えております。

次に、②の目標としては、令和14年度までに集積率65%を達成させることを継続的な目標とし、それを達成するため今年度の新規集積面積を24ha、全体としては、集積面積698ha、集積率60.2%を目指すこととしました。

続きまして、(2) 遊休農地の解消についてです。現状としては、遊休農地面積が3.6haであり、前年に比べ0.3ha減少しております。課題としては、農家の高齢化に伴い、復旧後の管理ができないことが多いため、農地の有効活用を検討していくことが必要となっております。

次に、②の目標としては、それぞれ令和7年度と同様の内容であり、記載のとおりです。なお、緑区分の遊休農地とは草刈り等を行うことによってすぐに耕作可能となる農地のことであり、黄区分の遊休農地とは草刈り等で再生しないため基盤整備事業の実施が必要な農地のことです。次ページをお願いします。(3) 新規参入の促進についてです。

まず、現状としては、令和7年度の新規参入者は2経営体で0.2haでした。課題としては、就農や新規参入相談の事例はありますが、農業で生活できるレベルの就農に行き着くことが少ないことです。

次に、②の目標について、下段の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表できる農地の面積は、国の指針により上段に記載のある過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上とすることとなっており、その権利移動面積の平均が90.4haであったことから、9.1haとしています。

続きまして、2最適化活動の活動目標についてです。

まず、(1)の推進委員等が最適化活動を行う日数目標及び(2)の活動強化月間の設定目標は令和7年度同様ですが、(3)の新規参入相談会への参加目標については、地域計画のブラッシュアップにおける協議の場にあわせて行うことを想定しています。

別紙様式1については以上となります。

議案書1ページに戻っていただきまして、

#### (2) 提案理由について

この案を提案したのは、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないからであります。

説明は以上です。

議 長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。  
最適化活動の目標について、時間ではなく日数のみの目標で良かった  
ですか。

事 務 局 時間の設定はありません。

議 長 日数は昨年から増えていますか。

事 務 局 昨年度と同じ日数です。

議 長 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。  
議案第56号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案第56号を原案通り決定します。

議 長 つぎに、議案第60号整理番号205を上程します。  
なお、本件は農業委員会等に関する法律第31条第1項により、私、  
加藤彰夫は退席いたします。  
退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広 それでは事務局に説明を求めます。  
委 員

事 務 局 それでは、説明させていただきます。  
6ページをお願いします。  
議案第60号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号205〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（期間）

令和8年5月1日から令和18年1月31日まで

説明は以上です。

杉浦俊広 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。  
委 員 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。  
議案第60号整理番号205を原案のとおり可決することにご異議  
ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第60号整理番号205を原案のとおり決定し  
委 員 ます。

（加藤彰夫委員着席）

議長 それでは、議案第57号から議案第60号及び報告第51号から報告第54号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

議案第57号

農地法第3条の規定による許可について

[受付番号23]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は26aになります。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3ページをお願いします。

議案第58号

農地法第5条の規定による許可申請について

[受付番号25]

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

申請地は、おがきえ保育園の北東約350mのところに位置しています。農地区分は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満の農地であるため第2種農地と判断いたしました。

申請人は、刈谷市に本店を置き、主に包装材の設計製造や建築請負業、人材派遣業など多岐にわたって業務を行う法人です。申請人は、刈谷営業所のある土地の更新ができなくなったため、新たに駐車場を確保すべく、本申請に及んだものです。

貸人は先月3条の許可を受けているところですが、今回の農地が3条案件と同じ地番ではないこと、また、許可基準をそれぞれ満たしていることから本案件についても許可相当と判断しております。

[受付番号26]

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

住宅敷地

申請地は、高須市民館の南西約300mのところに位置しています。  
農地区分は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある  
農地であるため第3種農地と判断いたしました。

申請人は、相続により取得した際に農地であるとの認識が不十分のま  
ま駐車場として利用していましたが、不動産業者の指摘により無断転  
用であったことが発覚したため、始末書添付の上、本申請に及んだも  
のです。

4ページをお願いします。

議案第59号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

〔受付番号11〕

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(原因)

死亡(令和7年10月17日)

5ページをお願いします。

議案第60号

農用地利用集積等促進計画(農地中間管理事業一括設定)について

〔整理番号201〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年5月1日から令和17年11月30日まで

以下、6ページの〔整理番号204〕までの申し出がありました。  
内容については、記載のとおりです。

7ページをお願いします。

報告第51号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

〔受付番号46〕

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

住宅建築

以下、〔整理番号47〕までの届出がありました。  
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

8ページをお願いします。

報告第 5 2 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 1 5 7〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

住宅建築

以下、10 ページ〔受付番号 1 6 6〕までの届出がありました。  
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

11 ページをお願いします。

報告第 5 3 号

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

〔整理番号 2 4 8〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和8年2月16日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

12ページをお願いします。

報告第54号

農地改良届出について

[受付番号17]

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和8年2月25日から令和8年5月24日まで

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

杉浦克敏 議案第58号受付番号25の件について、譲渡人は先月の農業委員会で3条により農地を取得しましたが、今回5条でその隣接となる農地を貸借するのは良いのでしょうか。

事務局 それぞれの要件を確認した際に許可相当と判断しております。

議 長 今後何か疑義を生じるようなことがあればよく確認していただきたい  
です。

事 務 局 農業委員等皆さんの方が状況をよく理解していることもあるかと思  
いますので、ご協力をお願いします。

清水文高 議案第60号受付番号204の件について、借賃の記載がありません  
委員 がタダということですか。

事 務 局 使用貸借になるため借賃はありません。

議 長 質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。  
議案第57号から議案第60号及び報告第51号から報告第54号ま  
でを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第57号から議案第60号及び報告第51号か  
ら報告第54号までを原案通り決定します。  
本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会  
します。

午前10時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 \_\_\_\_\_

9 番 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 酒 井 武 士

主 事 加 藤 立 紀

主 事 長谷川 明 美